

## 豊中市議会全員協議会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市議会会議規則（昭和34年豊中市議会規則第1号）第128条第4項の規定に基づき、全員協議会の運営に関し必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 全員協議会は、市政に関する重要な事件、議会の運営等に関し協議又は調整を行う。

### (構成)

第3条 全員協議会は、議員全員をもって構成する。

### (会議)

第4条 全員協議会は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

3 全員協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができない。

### (会議の公開)

第5条 全員協議会の会議は、公開する。ただし、出席議員の過半数の同意があったとき（可否同数のときは議長が決定する。）は、公開しないことができる。

### (会議の傍聴)

第6条 全員協議会の傍聴の取扱いは、豊中市議会傍聴規則（昭和37年豊中市議会議長決定第1号）に準ずるものとする。

### (記録)

第7条 議長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、議長が幹事長会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 21 日から施行する。